京丹後市地球温暖化対策実行計画中間案(概要)

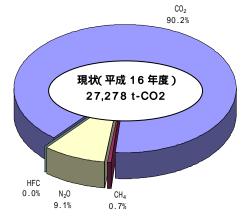
1.基本的事項

(1)計画の目的	本計画の目的は、地球温暖化対策推進法第 21 条にもとづき、京丹後市のすべての事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることとします。
(2)計画の期間	本計画の期間は、平成 16 年度を基準年度として、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とします。計画で定める温室効果ガス排出量の削減目標等は、基準年度である平成 16 年度における排出量や排出抑制活動の取組状況をもとに設定するものとします。
(3)計画の範囲	京丹後市役所におけるすべての組織・施設を計画対象とすることを基本としますが、計画を推進するにあたってエネルギーや資源の利用について市の権限がおよばない施設や委託事業および状況把握が困難な施設等に係る事務・事業については、計画対象から除外することとします。
(4)対象とする温室効果ガス	二酸化炭素(CO2) メタン(CH4) 一酸化二窒素(N2O) ハイドロフルオロカーボン(HFC)

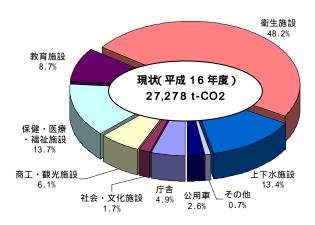
2. 温室効果ガスの排出状況

本市における計画基準年度(平成 16 年度)の温室効果ガスの総排出量は、各ガスの温暖化係数を用いた二酸化炭素換算で表すと、27,278 t-CO2 となります。施設区分別に見ると、最も排出が多い衛生施設と次に多い上下水施設を合わせたものが全体の62%ほどを占めています。

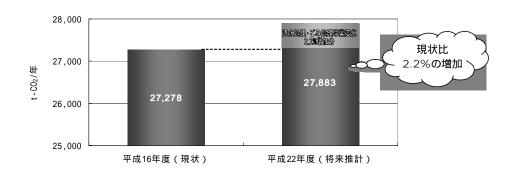
今後は下水道事業の拡大が見込まれており、また、ごみ処理事業においてもごみ減量化や廃プラ分別化などが進展することが予想されます。これらの条件をもとに、平成22年度における排出量を推計すると27,883t-CO2となり、現状から**約2.2%増加**してしまいます。



ガス別の排出構造



施設区分別の排出構造



温室効果ガス総排出量の将来推計

3.計画目標の設定

(1)計画目標の考え方

実効性を重視したボトムアップ方式による設定

対象施設ごとに活動目標を検討し、それらを積み上げて市役所全体の削減目標値を設定します。

事業特性に応じた削減目標の設定

事業系活動においては、個々の事業特性に応じた削減目標の設定を行います。

汚水処理事業の拡充に伴う影響に係る措置

市民サービスの拡充のため避けられない下水道や汚泥処理等の汚水処理事業の拡充により、大幅な排出増加分が想定されます。目標設定の際は、この確実に増加する要因分を含まない範囲を対象に基本目標を設定し、併せて全活動範囲を対象とした目標についても設定するものとします。

現状の取組状況の反映

排出削減のための現状の取組を把握することで、市職員の現状の意識や行動を考慮した設定を 行います。

取組効果の分析

既存資料等をもとに、取組効果をできる限り定量的に分析し、客観的な根拠のもとでの目標設定を行います。

汚水処理事業:公共下水、集落排水処理事業、し尿処理事業

(2)取組項目別の目標(1)

取組項目	目標
電気使用量の削減	・ 庁内や事業等で使用する電気を 5.8%削減します
燃料使用量の削減	・ 庁内等での暖房用に使用する灯油を 1.2%削減します
	・ 事業等で使用する灯油を 11.8%削減します
	・ 給湯器やガスコンロに使用する LPG を 7.5%削減します
	・ 事業等で使用する LPG を 8.4%削減します
	・ 事業等で使用する重油類を 8.5%削減します
	・ 事業等で使用する軽油を 9.7%削減します
	・ 公用車燃料を 4.6%削減します
一般廃棄物の焼却量の抑制	・ 一般廃棄物(ごみ)の焼却量を 8.5%削減します
	・ うち、廃プラスチックの焼却量を 15.1%削減します(2)

- 1:上記の取組目標は、汚水処理事業を除く市役所業務の全対象範囲に適用されるものです
- 2: の廃プラスチックは「燃やすごみ」として排出されるもののみを指し、「資源ごみ」として排出されるものはリサイクルされるため含みません。

ただし、汚水処理も含めた全活動における取組目標は下記のとおりとします。

電気使用量の削減:・・庁内や事業等で使用する電気を 0.6%の増加にとどめます

汚泥焼却量の抑制:・浄化槽汚泥等の焼却量を19.1%削減します

・下水汚泥の焼却量を 78.5%の増加にとどめます

(3)温室効果ガス総排出量の削減目標

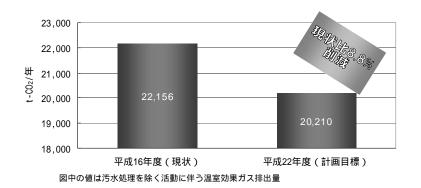
先に示した排出削減のための取組を確実に実行する結果、汚水処理を除く京丹後市役所全体の温室効果ガス総排出量は 20,210 t-CO2 と推計されます。同現状(基準年度: 平成 16 年度)の 22,156 t-CO2 から 1,946 t-CO2 削減されることになり、これを率であらわすと 8.8%削減となります。ただし、市民生活の利便性向上と生活衛生の確保のため、今後の整備拡充が想定される汚水処理事業も含めた場合には、排出削減後の総排出量は 26,175 t-CO2 となり、同現状の 27,278 t-CO2 から 1,103 t-CO2 減の 4.0%削減となります。

本計画における温室効果ガスの削減目標としては、現状比 8.8%削減を基本としますが、汚水処理 も含めた場合の 4.0%削減についてもあわせて定めることとします。

温室効果ガス総排出量の削減目標

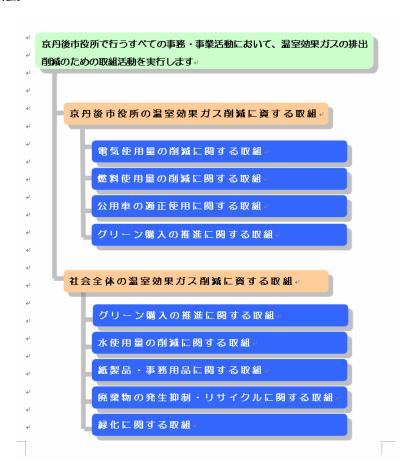
平成 22 年度までに、京丹後市の事務・事業活動に伴う温室効果ガス排出量を平成 16 年度比で 8.8% 以上削減することを目標とします

ただし、今後、市民生活の利便性向上と生活衛生の確保のために整備拡充が行われる 汚水処理事業も含めた全活動においては、同 4.0%以上削減することを目指します



総排出量の削減目標

4. 具体的な取組活動



5.計画の推進

本実行計画は、地球温暖化対策推進本部をはじめとする推進体制のもとで、PDCA サイクルによる 持続的な改善を図っていきます。

毎年度、温室効果ガス排出量、活動取組状況、および目標達成状況などについて、調査・評価を行い、必要に応じて計画見直しを検討すると同時に、結果を市のホームページ等に公表します。



P Ian : 京丹後市地球温暖化対策実行計画の策定 D o : 計画の実践(温室効果ガス排出削減の取組)

C heck :計画実施状況の点検・評価

A ction : 取組項目・目標等の見直し、計画の改善

